

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例案  
令和元年（2019年）9月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例  
札幌市児童会館条例（昭和35年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表1中

「  
| 札幌市東白石児童会館 | 札幌市白石区本通13丁目南 |  
」

を

「  
| 札幌市東白石児童会館 | 札幌市白石区本通14丁目南 |  
」

に、

「  
| 札幌市発寒児童会館 | 札幌市西区発寒7条7丁目 |  
」

を

「  
| 札幌市発寒児童会館 | 札幌市西区発寒5条7丁目 |  
」

に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

（理 由）

東白石児童会館及び発寒児童会館を移転するため、本案を提出する。